

事務局ニュースNO.12-8 2013. 2. 28 埼玉県学童保育連絡協議会

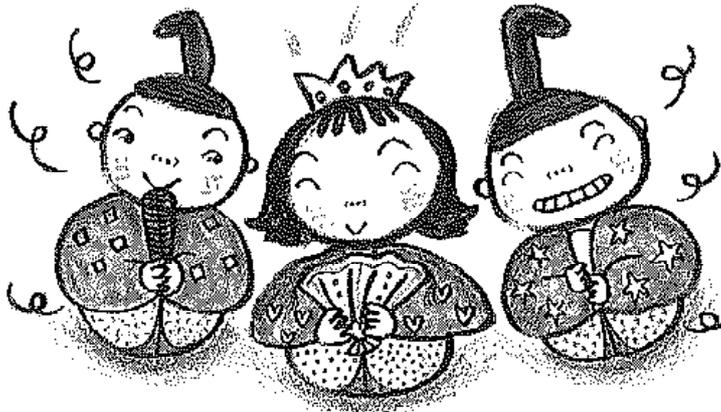
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル3F

TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

- ① **県予算案発表！前年度比2億超増6.2%増の34億5,693万円！**
- ② **国は「地方版子ども・子育て会議」について03年度早期設置を依頼。地域連協等から同会議へ参加できるよう、今から準備を！**
- ③ **新学期に向けて「日本の学童ほいく」誌の“全員購読”、4月号・見本誌を活用した普及拡大の討議を進めましょう！**



■ 県連協からの報告 (^_^) v

1. 2013年度県予算案が発表されました

■ 総額34億5,693万円、前年度当初予算比で2億228.4万円増、6.2%増

2月13日、埼玉県は2013年度当初予算案を発表しました。学童保育予算は、総額が34億5,693万円。前年度当初予算比で2億228.4万円増、6.2%増となっています(県予算全体は0.1%減でした)(※別紙アイホリー)。内訳は、指導員の人件費等に係る「運営費補助」が、29億8,255.8万円。同1億4,125.2万円増、5.0%増。施設の整備に係る「整備促進費」が4億7,437.2万円。同6,103.2万円増、14.8%増となっています。

「運営費補助」は、その総額を対象箇所数922クラブで割ると約323万円、前年度当初予算費で約4.6万円増額となります(※別紙アイホリー)。ここ数年は、国の予算成立を見越して県は、新しい補助単価で予算化してきましたが、2013年度については、年末に総選挙があったことで成立がずれ込んだために、予算化できていないようです(国の予算案の部分で説明していますが、国は、40人規模のクラブで年間16.9万円増を見込んでいます)。

「整備促進費」は、①「施設整備費(新設整備費)※注1」27ヶ所と②「設置促進事業(改修整備

費) ※注2」13ヶ所を計上。したがって合計40ヶ所の増設を想定しているものと考えられます。また、③「環境改善事業費(既存施設等の設備整備費) ※注3」30ヶ所と④「障害児受入促進事業費(障害児受入に必要な設備整備費) ※注4」10ヶ所が予算化されました。

※注1 「施設整備費(新設整備費)」は、学童保育専用の独立施設を新たに建てる場合の補助金です。補助単価は1施設2,150万4千円が限度額です。補助率は、国：県：市町村=1/3：1/3：1/3。政令市と中核市の場合は、国：市=1/3：2/3

※注2 「設置促進事業(改修整備費)」は、余裕教室等の既存施設を改修して、学童保育を設置する場合の補助金です。補助単価は1施設700万円が限度額です。補助率は同様。

※注3 「放課後児童クラブ環境改善事業費」は、児童館等の既存施設において新たに学童保育を実施する場合に冷暖房設備や冷蔵庫等を購入するための設備整備費。2010年度から既存の学童保育の設備の更新、追加的な備品購入も補助対象となるように改定されています。補助単価は1施設100万円が限度額。補助率は同様。

※注4 「障害児受入促進事業費(障害児受入に必要な設備整備費)」は、障害児を受け入れるために既存の学童保育施設を改修する時に使うことができる補助金です。補助単価は1施設100万円が限度額。補助率は同様。

予算案は、2月定例県議会で採択された後に、3月末に県が主催する「児童福祉主管課長会議」にて市町村へ周知されます。市町村はこれを受けて、6月以降の議会に補正予算をかけて実施の運びとなるのが通例です。委託料・補助増を含む大事な予算ですので、この情報を今から市町村に対して届け、実現をめざしましょう。

2. 国の予算案発表 40人規模で16.9万円増

1月30日、国の新年度当初予算案が発表されました。総額で315億7600万円(前年予算307億6500万円、8億1100万円増、2.6パーセント増)となっています。詳しくは別添①「**全国運営委員会ニュース3**」をご参照下さい。指導員が研修を受講するための費用を新たに計上したこと等から40人規模(250日開設)の単価が16.9万円増額となっていることが紹介されています。

2月20日、厚生労働省が地方自治体を集めて国の方針や予算案を説明する「全国厚生労働部局長会議」を開催しました。会議資料として、学童保育の補助金単価・基準額が示されました。詳しくは別添②の「**全国運営委員会ニュース4**」をご参照下さい。

3. 新制度をめぐる国の動き

政府は、2015年度から本格施行がスタートする子ども・子育て新制度と2013年度予算案の説明のために会議を開催しています。

2月15日、内閣府が、地方自治体向け「子ども・子育て支援新制度説明会」を開催、2月20日、厚生労働省等が「**全国厚生労働部局長会議**」を開催しました。詳しい資料は別添③の「**全国運営委員会ニュース4**」をご覧ください。

(1) 地方版「子ども・子育て会議」は「事業計画」策定の舞台となる

「子ども・子育て支援新制度説明会」において、「地方版子ども・子育て会議に関するQ&A」を示されました。

国が「子ども・子育て会議」を発足（2013年4月予定）させて審議していくこととともに、都道府県や市町村にも「地方版子ども・子育て会議」をつくることを努力義務としています。そして、この会議に自治体での策定を義務づけた「子ども・子育て支援事業計画」（学童保育の量的な拡大や質的な拡充の計画も立てることも含まれている）の検討や、計画的な推進に必要な事項を審議する役割を持たせています。

(2) 「事業計画」には“量の確保”だけでなく、“質の改善”も必要との考え

「全国厚生労働部局長会議」においては、2013年度の予算に関する資料に加えて新制度に関する資料も提出されました。

「放課後児童クラブの主な改正事項」の資料には、「（放課後児童健全育成事業をはじめとする）地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組にに応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること」と明記しています。つまり国としては、事業計画には、「量の確保」だけでなく「質の改善を図る」ことも必要との考えです。

(3) 「地方版子ども・子育て会議」へ学童保育の要望を反映できるように準備を！

現在、市町村では定例議会が開催されています。今議会では、「子ども・子育て新制度」に必要な「ニーズ調査」と「子ども・子育て会議」設置（同会議の設置は任意）に関わる費用が予算化されることになっています。「子ども・子育て会議」でなく、既存の協議会（例えば、「次世代育成支援対策推進協議会」）等で行う場合でも「構成員に教育・保育両分野の関係者を入れ、子育て当事者の参画に配慮する等幅広く意見を聞く」ように促しています。また、「地方版子ども・子育て会議」の開始について国は、「平成25年度のできる限り早期に設置を」依頼しています。

市町村の動きをいち早くつかみ、当面は、「子ども・子育て会議」へ学童保育連絡協議会等（保護者・指導員）が参加し、要望を伝えることができるよう準備を進めましょう。

■ 県連協からお知らせ・お願い (^ 0 ^) ■

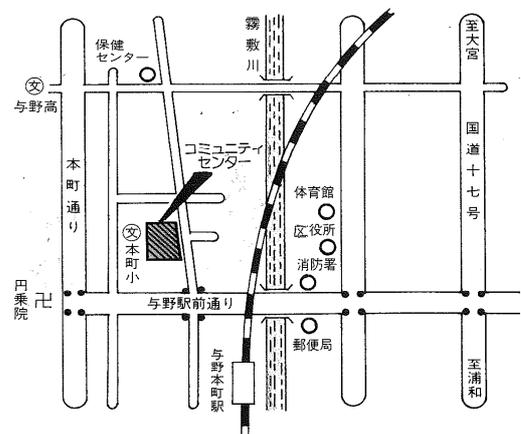
1. 第4回代表委員会のお知らせ（再度） ①地域連協・保護者等の組織強化 ②『日本の学童ほいく』誌の普及拡大について討議します

□日時 3月9日（土）18:00開場、18:15～21:00

□会場 さいたまま市与野本町コミュニティセンター

□主な内容

1. 県連協から報告 ①2013年度の国と県の学童保育予算案等 ②「子ども・子育て新制度」の動き
2. 地域から報告 2013年度の市町村の学童保育予算や施策の動きなどについてご報告下さい
3. 議題



①地域連絡協議会（学童保育の会）・保護者会等の組織の現状と課題

※当日、先に地域にお願いした全国連協「組織実態調査」アンケートの集計結果を紹介します。

②『日本の学童ほいく』誌の定着、普及・拡大のとりくみについて ③その他

※ 次回の代表委員会は4月20日（土）を予定しています 【議題】県連協総会議案書の提案

2. 新学期を前に、連協・クラブで『学童ほいく』誌定着・普及の議論を！（再度）

（1）『日本の学童ほいく』誌は、学童保育活性化の生命線、県連協にとっても生命線

『日本の学童ほいく』誌は、働く親たちが子育てをしていく上での、指導員がよりよい保育を進めていく上での、智恵や知識、アドバイスがいっぱい詰まった“一冊まるごと学童保育”の、日本で唯一の専門誌です。

同時に、この本の売り上げが全国学童保育連絡協議会の収入の9割を占め、埼玉県連協にとっても還元金（1部に付き約80円）が収入の3割を占め、運動を支える極めて大きな財源となっています。また1部に付き約30円は、地域連協やクラブの還元金となっています。

全国連協は、国の制度の実現と施策改善の要としての役割を果たしています。埼玉県連協は、1973年の県独自施策を誕生させる、2004年に全国で初めて「県放課後児童クラブ運営基準」をつくらせる、毎年、県予算増を実現させるなど、県の学童保育運動の要としての役割を果たしています。

学期末を迎えるこの時期に、改めて『日本の学童ほいく』誌について、保護者全世帯と全指導員が購読することの意義と大事さを話し合ってください。定例の連協会議や保護者会・役員会などで時間をとって話して下さい。

（2）県連協からのお願い すべての保護者と指導員が『ほいく』誌を購読して下さい！

1. 「すべての保護者・すべての指導員が購読する」ことを、保護者会、指導員会、地域連協（学童保育の会）で是非検討して下さい！

それがすぐに無理なら、「新1年生は学童保育のことを知ってもらうために1年間読んでもらおう」「保護者会役員は学童保育のことをよりよく知るために読もう」等から始めませんか。

2. 3～4月の保護者会、地域連協等の会議や総会で「『日本の学童ほいく』誌をみんなで読みましょう」を方針化しましょう！

3. せっかく毎月購読している『日本の学童ほいく』誌です。活用しましょう！

例えば、保護者会・父母会の場で読み合わせ。指導員会で雑誌を使って学習会。保護者会や地域連協の会議で内容を話題にする等々。

4. 『日本の学童ほいく』誌のモニターにすべての地域から登録しましょう！



モニターとは、雑誌をよりよいものにするために、感想・意見を通信していただく制度です。読者であれば誰でもOK、1クラブ複数でもOKです。毎号について通信を送れば（※ノルマはありません）、300円をゲットでき、通信が雑誌に掲載されれば、原稿料をプラス500円ゲットできます。